



金沢市公報

第2639号

平成21年(2009年)11月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●告示		○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて	(都市計画課) 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○地区計画等の原案の縦覧について ()	5
○自転車等を撤去し、保管したことについて ()	2	●農業委員会告示	
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のた めの居宅介護及び介護予防を担当させる機関 の指定について (生活支援課)	3	○平成21年第11回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	5
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の 休止について ()	3	●消防局公告	
○市道の区域の変更について (道路管理課)	3	○消防車のサイレンの使用について (警防課)	6
●公告		●公営企業告示	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	4	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	6
○予防接種を行うことについて (健康総務課)	4	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ()	7

告 示

●金沢市告示第260号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 101台
 原動機付自転車 0台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成21年10月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成21年11月11日から平成22年2月12日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第261号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	19 台
	原 動 機 付 自 転 車	6 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	10 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
下堤町地内	自 転 車	1 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台
千日町地内	自 転 車	1 台
北塚町東地内	自 転 車	7 台
伏見台1丁目地内	自 転 車	7 台
御影町地内	自 転 車	1 台
入江3丁目地内	自 転 車	1 台
長土堀2丁目地内	自 転 車	3 台
松村5丁目地内	自 転 車	9 台
泉3丁目地内	自 転 車	5 台
田上町地内	自 転 車	2 台
法光寺町地内	自 転 車	1 台
小將町地内	自 転 車	1 台
久安2丁目地内	自 転 車	1 台
窪6丁目地内	自 転 車	4 台
広坂2丁目地内	自 転 車	1 台
小坂町中地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成21年10月1日から同月31日まで
- 3 保管自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
平成21年11月11日から平成22年5月11日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 瑠璃光	河北郡津幡町字津幡口143番地2	小立野瑠璃光薬局	金沢市小立野1丁目2番3号	平成21年10月1日
株式会社 アジャート	金沢市諸江町下丁289番地	デイサービスうらうら	金沢市諸江町下丁289番地	平成21年10月1日
株式会社 ライフライン	石川郡野々市町御経塚3丁目494番地	LIFEケアサポーターぎふと	金沢市沖町ニ28番地3	平成21年10月1日
医療法人財団 松原愛育会	金沢市石引4丁目3番5号	ヘルパーステーションとびうめ	金沢市飛梅町2番1号	平成21年10月1日

●金沢市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から介護機関を休止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		休止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 トータルシステム	金沢市高尾南3丁目111番地	ヘルパーステーションこもれば	金沢市幸町3番36号 幸町ビル1F	平成21年9月30日

●金沢市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	小坂 22号 神谷内町線	神谷内町ト 14番 先から 神谷内町ト 9番 先まで	旧	3.4 ~ 4.0	50
			新	4.4 ~ 4.5	50

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成21年11月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成21年11月11日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成22年1月7日とする。

(1) 平成21年12月21日から同月31日までに65歳になる者

(2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成21年12月21日から同月31日までに60歳になる者

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
木下 伸 彰	介護老人保健施設 美笑苑	珠洲市三崎町小泊ト部3番1
中田 滋	中田内科病院	かほく市内日角6-35-1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画 下水道	金沢市高柳町、若松町、福久町、南森本町、野田町及び山科町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成21年11月11日 から同月24日まで	金沢市公共下水道 (浅野処理区) (西部処理区) (臨海処理区) ・排水区域

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成21年11月11日から同月25日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成21年11月11日から同年12月2日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成21年11月11日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	高柳地区 地区計画	金沢市高柳町二の一部	別図（登載省略）のとおり

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成21年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成21年11月26日 午後4時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (4) 農地競（公）売適格者証明願について
- (5) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
- (8) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (9) 非農地証明願について
- (10) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (11) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

(12) 農地法第3条第2項第5号の農業委員会の定める別段面積について

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成21年11月11日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

場所 金沢市中央消防署管轄区域内

日時 平成21年11月15日(日) 午前9時から午前9時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成21年11月15日(日) 午前10時から午前10時30分まで

場所 金沢市金石消防署管轄区域内

日時 平成21年11月15日(日) 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第17号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成21年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 38,490円

(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 48,120円

(3) 1トン当たり平均原料価格 39,650円

2 原料価格変動額 24,000円

算式 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) - 39,650円(1トン当たり平均原料価格) = 24,000円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 24,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から19.68円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成21年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	207円7銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	205円7銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	192円57銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	190円74銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	185円74銭

●金沢市公営企業告示第18号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年11月11日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成21年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 48,120円

- (2) 原料価格変動額 39,800円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－48,120円（1トン当たり平均原料価格）＝39,800円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－39,800円（原料価格変動額）/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成21年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	340円10銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	331円

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成21年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 48,120円

- (2) 原料価格変動額 39,800円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－48,120円（1トン当たり平均原料価格）＝39,800円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－39,800円（原料価格変動額）/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成21年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	340円18銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	331円8銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成21年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 48,120円

- (2) 原料価格変動額 39,800円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－48,120円（1トン当たり平均原料価格）＝39,800円（100円

未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 39,800円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成21年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	318円95銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	309円85銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成21年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 48,120円

- (2) 原料価格変動額 39,800円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 48,120円 (1トン当たり平均原料価格) = 39,800円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 39,800円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成21年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	362円56銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	353円46銭

平成21年(2009年)11月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成21年(2009年)11月11日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)